居宅介護支援重要事項説明書

1、利用者（被保険者）

要介護認定区分	
要介護認定 有効期間	
認定審査会意見	

2、事業所（居宅介護支援）の概要

（1）提供できるサービスの地域と種類

事業所名	フォレスタ　ケアマネステーション
所在地	北九州市八幡西区陣原一丁目 2 番 10 号
管理者の氏名	高須　亮吉
電話番号 FAX番号	093－616－0156 093－616－0157
介護保険指定番号	4070706033
サービスを提供する地域	八幡西区（池田小学校区、香月小学校区、楠橋小学校区、木屋瀬小学校区、千代小学校区、星ヶ丘小学校区、上上津役五丁目～六丁目、町上津役東二丁目～三丁目、町上津役西四丁目、大平台、大平三丁目、春日台五丁目～六丁目、塔野二丁目～三丁目、小嶺一丁目～三丁目、小嶺台一丁目～四丁目、浅川日の峯一丁目～四丁目、三ツ頭一丁目～二丁目を除く）

3、事業所の職員体制

（1）管理者　　1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）主任介護支援専門員　　常勤1名以上

主任介護支援専門員は介護サービス事業者との連携構築、地域で活動する介護支援専門員への支援相談、地域の介護問題・課題の発見、地域の介護環境の発展への取り組み、事例検討会の開催、支援困難事例に対する指導や助言等を行う。

（3）介護支援専門員　　常勤4名以上

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

事務職員は、介護請求業務等、必要な事務業務を行う。

（4）サービス提供の時間帯

営 業 日	平日（月・火・水・木・金）
営 業 時 間	午前　8:30～12:00 午後　13:00～17:00
休 業 日	土・日・祝日　8／13～8/15、12／30～1／3

緊急時は電話等により、24時間常時連絡可能な体制です。

4、事業の目的と営業方針等について

（事業の目的）

医療法人しょうわ会が開設するフォレスタ　ケアマネステーション（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

（2） 指定居宅介護支援の提供に当たっては、 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

（3）事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努め、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

5、指定居宅介護支援の提供方法及び内容

介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。

（1）利用者の相談を受ける場所　：第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅

（2）使用する課題分析票の種類　：　全国社会福祉協議会方式

（3）介護支援専門員の居宅訪問頻度　：　月1回以上

（4）サービス担当者会議の開催場所、頻度　：　利用者宅、事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報情報の保護が図られる場所を活用し、新規サービス開始時、サービスの変更の場合など、随時開催する。

（5）主な支援の内容　：　居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

（6）介護支援専門員一人当たりの定員件数は45件未満とする。但し、介護保険法に則り、要支援者は1／3件とする。なお、介護予防・日常生活支援総合事業対象者についてはこれに含めない。

（7）医療機関との連携促進　：　利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、意見を求めた医師にケアプランを交付する。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員が把握した利用者の状態

等について介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行う。利用者の入院時における医療機関との連携促進の観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼する。

（8）障害福祉制度の相談支援相談員との密接な連携 ： 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において指定居宅介護事業所が特定相談支援事業所との連携に努める。

（9）公平中立なケアマネジメントの確保 ： 利用者は居宅サービス計画書に位置付ける指定居宅サービス事業所等について、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができることを説明する。また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができることを説明する。なお、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業所等のみを居宅サービス計画に位置付けることはしない。

（10）ターミナルケアマネジメントの提供 ： 末期の悪性腫瘍の利用者に対しては、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に必要以上の頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身状況等を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ情報提供を行い、ターミナル期における適切なケアマネジメント提供する。尚、その提供にあたり、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う

（11）看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価 ： 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

（12）サービス割合の説明 ：

①前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

②前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。

別紙参照

（13）オンラインツール等を活用した会議の開催 ： 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

6、業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援を継続的に実施及び再開するための計画（以下「業務改善計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

7、高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じる。

（1）虐待の防止に関する担当者の設置する。　　担当者：高須　亮吉

（2）定期的に虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置する。

（3）虐待の防止のための定期的な研修（年1回以上）を実施する。また新規入職時　には個別に研

修を実施する。
（4）虐待の防止のための指針の整備。
（5）虐待（虐待の疑いを含む）等が発生した場合は、速やかに市や包括支援センターに通報し、対応策並びに再発を防止できるように務める。

8、感染症対策

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じる
（1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底する。
（2）事業所に置ける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（3）事業者は介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

9、ハラスメント対策

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための措置を講じる。

10、身体拘束等の禁止

事業所は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ないなど必要な事項を記録する。

11、利用料その他の費用の額

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
（1）事業所事業所から、片道10キロメートル未満　　0 円
（2）事業所から、片道10キロメートル以上　　400 円

12、緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、御家族などへ連絡いたします。

13、相談窓口・苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。
（1）当事業所ご利用相談室
①窓口担当者　　：管理者（高須　亮吉）
②ご利用時間帯　　：月、火、水、木、金（祝日を除く）
午前　8：30～12：00
午後　13：00～17：00

③ご利用方法　　TEL　093－616－0156
　　FAX　093－616－0157

（2）公的機関

北九州市八幡西区保健福祉課（介護保険担当）	093-642-1441（内線 472）
北九州市八幡東区保健福祉課（介護保険担当）	093-671-0801（内線 472）
北九州市小倉北区保健福祉課（介護保険担当）	093-582-3433（直通）
北九州市小倉南区保健福祉課（介護保険担当）	093-951-4111（内線 472）
北九州市戸畑区保健福祉課（介護保険担当）	093-871-1501（内線 472）
北九州市若松区保健福祉課（介護保険担当）	093-761-5321（内線 472）
北九州門司区保健福祉課（介護保険担当）	093-331-1881（内線 472）
中間市介護保険課（保険係）	093-246-6243
遠賀郡芦屋町福祉課／高齢・障害者係	093-223-0881
遠賀郡水巻町福祉課／高齢者福祉係	093-201-4321
遠賀郡岡垣町健康福祉課／高齢者福祉係	093-282-1211
遠賀郡遠賀町福祉課／高齢障害者係	093-293-1234
遠賀郡遠賀町福祉課／高齢障害者係	093-293-1234

福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）事業部 介護保険課　サービス相談窓口

・対応時間　　：平日午前8時45分～午後5時
・所在地　：福岡市博多区吉塚本町13番47号　〒812－8521
・電話番号　　：　092－642－7859　（直通）
・FAX　　：　092－642－7859　（直通）

14、損害賠償責任保険

保険会社　　：あいおいニッセイ同和損保

15、支援事業者の概要

医療法人　しょうわ会
代表者　浦上　泰成
所在地　〒807－0821
北九州市八幡西区陣原一丁目 2 番 10 号
TEL　093－616－0156
FAX　093－616－0157

居宅介護支援費

基本部分			
イ 居宅介護支援費（一月につき）	(1)居宅介護支援費(Ⅰⅰ) ☑ 要介護 1・2 (1，086単位) 要介護 3・4・5(1，411単位)	(2)居宅介護支援(Ⅰⅱ) ☐ (※1)	要介護 1・2(544単位) 要介護 3・4・5(704単位)
		(3)居宅介護支援(Ⅰⅲ) ☐ (※2)	要介護 1・2(326単位) 要介護 3・4・5(422単位)

ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合

イ 居宅介護支援費（一月につき）	(1)居宅介護支援費(Ⅱⅰ) ☐ 要介護 1・2 (1，086単位) 要介護 3・4・5(1，411単位)	(2)居宅介護支援(Ⅱⅱ) ☐ (※3)	要介護 1・2(544単位) 要介護 3・4・5(704単位)
		(3)居宅介護支援(Ⅱⅲ) ☐ (※4)	要介護 1・2(326単位) 要介護 3・4・5(422単位)

介護予防支援費

ロ 介護予防支援費（一月につき）	(1)地域包括支援センターが行う場合 ☐	要支援 1・2(442単位)
	(2)指定居宅介護支援事業者が行う場合 ☐	要支援 1・2(472単位)

ハ 特定事業所加算	(1)特定事業所加算(Ⅰ)	519単位／月	☐
	(2)特定事業所加算(Ⅱ)	421単位／月	☑
	(3)特定事業所加算(Ⅲ)	323単位／月	☐
	(4)特定事業所加算 A	114単位／月	☐
ニ 特定事業所医療介護連携加算	特定事業所医療介護連携加算(※5)	125単位／月	

ホ 入院時情報連携加算	(1)入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位／月
	(2)入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位／月

ヘ 退院・退所加算(カンファレンス参加 無)	(1)連携1回	450単位
	(2)連携2回	600単位
ヘ 退院・退所加算(カンファレンス参加 有)	(1)連携1回	600単位
	(2)連携2回	750単位
	(3)連携3回	900単位

ト 通院時情報連携加算	50単位／月
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／月
リ ターミナルケアマネジメント加算	400単位／月
ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／月
ル 運営基準減算	所定単位数の50／100に相当する単位数
ヲ 特定事業所集中減算(※6)	200単位／月減算
ワ 業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
カ 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
キ 介護職員等処遇改善加算	(基本報酬＋各種可算・減算)×2．1%

※1 介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分

※2 介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分

※3 介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上の場合において、50件以上60件未満の部分

※4 介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上の場合において、60件以上の部分

※5 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している場合

※6 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与を対象とする

年　　月　　日

利用者へのサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

＜事業者＞

所 在 地　　北九州市八幡西区陣原一丁目２番10号

事業者名　　フォレスタ　ケアマネステーション

代表者名　　浦上　泰成　　印

＜説明者＞

所　　属　　フォレスタ　ケアマネステーション

氏　　名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項について説明を受けました。

＜利用者＞

氏　　名　　印

（※　利用者代理人（選任した場合）＞

氏　　名　　印）